

「第 40 回たいしょう人権展」事業

業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

大正区役所では、「第 40 回たいしょう人権展」事業について、公募型プロポーザル方式により受注者を募集します。

大阪市大正区長 古川 吉隆

1 案件名称

「第 40 回たいしょう人権展」事業

2 業務内容に関する事項

（1）事業の背景

浪速・西・港・大正の 4 区（以下、4 区という。）では、昭和 58（1983）年の大浪橋差別落書き事件を契機として、区民・行政が一体となって人権問題に取り組んできた。平成 6（1994）年には、4 区の人権啓発推進協議会で、「あらゆる差別の早期撤廃と人権尊重のまちづくりをめざす区民宣言」を採択している。その他、さまざまな手法・機会により、4 区では、市民の人権意識の高揚を図り、あらゆる差別が解消され、人権が尊重される社会の実現をめざす取組を推進してきた。

人権をめぐる国際状況としては、2030 年を達成目標年次とする SDG s（持続可能な開発目標）が、2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択され、「人や国の不平等をなくそう」など、17 の大きな目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲットの達成に向けた取組が、国連加盟 193 か国により地球規模で進められている。

国内においては、平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別解消の推進に関する法律」や、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が施行されるなど、差別解消に向けた法的整備が進められてきた。

しかしながら、平成 31 年には、差別解消と人権行政の推進に取り組むべき立場にある大阪市職員が自ら同和問題（部落差別）に関する差別落書きを行っていたことが判明した。他にも、いまだに特定の民族や国籍の人々を排斥する内容をはじめとする差別落書きなどの人権侵害が存在している。

近年では、ヤングケアラーやこどもの貧困、児童虐待などのこどもの人権問題が大きな社会問題となるとともに、拉致問題等における人権侵害やインターネット上での人権侵害、性的少数者（L G B T Q）に対する人権侵害、新型コロナウイルスをはじめとした感染症等における人権問題も顕在化するといった現状がある。

（2）事業目的

当人権展については、（1）で述べた背景のもと、区民・行政が一体となって、様々な人権課題についての正しい認識をさらに深め、一人ひとりの人権尊重意識を向上させ、あらゆる差別・偏見のないまちづくりに寄与することを目的として、大正区・浪速区・港区・西区の 4 区役所で共同開催する。

（3）業務内容

「別紙 仕様書」のとおり

(4) 業務の範囲

本事業は、発注者と受注者間で業務委託契約を締結し実施する。受注者は、業務委託料の範囲内で委託業務の実施運営を行うこと。

具体的には「別紙 仕様書」を参照すること。

(5) 事業規模（契約上限額）

金 3, 1 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む）

なお、過年度の委託料の主な使途は、人件費、事業企画運営費、印刷広報費等であるが、提案内容により必要と認められたものであれば異なる使途も可能とする。

また、受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額（委託料）以外の費用を負担しない。

(6) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで。

(7) 事業対象者

大阪市大正区・浪速区・港区・西区内に在住・在学・在勤する区民。

(8) 発注者側から提供する資料、貸与品等

「別紙 仕様書」のとおり。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）の規定に基づき、委託契約を締結する。

契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容が発覚した場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。

また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料は、業務完了後、発注者による履行確認を経て、受注者の請求に基づき支払う。

(3) 契約書案

「別紙 業務委託契約書（案）」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていること。

- (1) 民間法人であって、国または地方公共団体ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 直近 2 箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。
- (7) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、次の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
 - ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
 - ウ 代表者及び構成員は、上記（1）～（6）の要件をすべて満たしていること。
 - エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - オ 参加申出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - カ 単独に応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - キ 各構成員は、複数の異なる共同体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

- | | |
|--------------------------------------|----------------------------|
| ・ 公募開始 | 令和 6 年 6 月 5 日（水） |
| ・ 質問票の提出期限 | 令和 6 年 6 月 17 日（月）午後 5 時まで |
| ・ 質問回答 | 令和 6 年 6 月 21 日（金） |
| ・ プロポーザル参加申込書提出期限 | 令和 6 年 6 月 26 日（水）午後 5 時まで |
| ・ 参加資格決定通知（電子メール）
〈以下、参加資格を有する場合〉 | 令和 6 年 7 月 3 日（水） |
| ・ 企画提案書の提出期限 | 令和 6 年 7 月 17 日（水）午後 5 時まで |
| ・ プレゼンテーション（参加必須） | 令和 6 年 7 月 31 日（水）予定（別途通知） |
| ・ 選定結果通知（電子メール） | 令和 6 年 8 月 6 日（火）予定 |
| ・ 契約締結日 | 令和 6 年 8 月 30 日（金）予定 |
| ・ 事業完了 | 令和 7 年 2 月 28 日（金） |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 質問の受付

ア 受付期間

公募開始から令和6年6月17日（月） 午後5時まで

イ 提出方法

「質問票（様式1）」に記載し、提出先まで電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は「第40回たいしょう人権展 質問票」とし、メール送信後速やかに提出先に電話にて送達確認を行うこと。

ウ 提出先、送達確認電話番号

「10 担当・問い合わせ先」に同じ

エ 回答

質問に対する回答は、令和6年6月21日（金）に大正区ホームページにて公開する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

（2）参加申請手続き及び参加資格決定通知

公募型プロポーザルへの参加を希望する事業者は、申請期間内に「（3）プロポーザル参加申請書類」を必ず申請受付場所まで持参すること。（郵送・FAX・電子メールなど不可）
受付に当たっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日には行わない。

なお、申請書類等については、大正区ホームページよりダウンロードすること。

ア 参加申請書受付期間

公募開始から令和6年6月26日（水）午後5時まで

※区役所庁舎開庁時間： 土、日、祝日を除く午前9時から午後5時半まで

イ 提出書類

「（3）プロポーザル参加申請書類」のとおり

ウ 提出部数

各1部

エ 提出場所

「10 担当・問い合わせ先」に同じ

オ 参加資格決定通知

令和6年7月3日（水）に電子メールで通知する。指名されなかった申出者については、その旨について理由を付して通知する。

（3）プロポーザル参加申請書類の提出について

ア 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）又は、（様式2-2）

イ 事業者概要（応募事業者の業務内容がわかるパンフレット等。様式は問わない）

ウ 登記事項証明書（現在事項証明書、全部事項証明書のいずれも可。提出前3箇月以内に発行されたもの、最新の情報を反映したもの：写し可）（任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）

エ 印鑑証明書（提出日前3箇月以内に発行：写し不可）

オ 使用印鑑届（様式3）

カ 申請内容確認書（実印押印 要）（様式4）

キ 団体目的等についての誓約書（様式5）

ク 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）

（税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提出すること。様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できること。）

（ただし、非課税等で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。）

- ケ 直近2箇年の市町村民税並びに固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）
（ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること）。
- コ 委任状（共同体での申請の場合のみ）（様式6）
- サ 協定書（共同体での申請の場合のみ）（様式自由）
※共同体での参加の場合、イ～ケは各構成員分提出すること。
※令和4・5・6年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記ウ～カ、ク、ケを省略できるものとする。
※ウ、ク、ケについて、写しの場合は原本に相違ない旨の記載及び代表者印を添付

（4）企画提案書の作成、提出について

発注者から「参加資格を有する」と判断を受けた応募者について、次のとおり企画提案書を作成し、持参により提出すること。

ア 提案できる企画提案書は、1応募者1案とする。

イ 企画提案書はA4版縦置き、ホッチキス止め2箇所（左綴じ）とすること。カラー/モノクロは問わないが、白黒コピーをしても鮮明に読むことのできる原稿とすること。総ページ数は、20ページ以内で、簡潔かつ分かりやすく作成し、提出すること。総ページ数が20ページを超えるものは受付けない。

ウ 様式は自由とする。（下部にページ番号を記載すること）ただし様式7を表紙として添付すること。なお、表紙はページ数に含まない。

エ 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとし、各項目について具体的に記載すること。

（ア）本事業（全般）に対する考え方（実施に向けた基本方針、めざすもの、ねらい等）について記載すること

（イ）提案のセールスポイントについて

提案内容全般について、提案者のつよみ（専門性・独創性など）や工夫点などセールスポイントについて簡潔に記載すること。

（ウ）企画事業の具体的な実施内容について

具体的な実施内容、実現の根拠を明記すること。

実施内容は1種類に限らず、複数の事業を組み合わせでの実施も可とする。

（エ）事業実施スケジュール

確実に事業（事務）を遂行するための実施スケジュールを提案すること。

（オ）受注者体制内における、本事業実施にかかる運営体制・危機管理体制・個人情報管理体制について

事業全般の確実かつ効果的な実施に必要な人員体制、従事業務内容、大規模事故や気象警報発生時又は災害その他やむを得ない事情があるときを想定した危機管理体制、安全配慮方法、個人情報の適切な管理方法などについて具体的に記載すること。

（カ）本事業における経費の内訳

実施経費（委託料）とその主な使途及び積算根拠（経費概算）などについて記載すること。

(キ) 事業遂行の確実性（類似業務実績）

企画提案の裏付けとなる過去 5 年間の類似業務（他の地方公共団体や当区以外の本市他区における本事業と類似の業務）とその実績について記載すること

オ 受付期間

参加資格決定通知後から令和 6 年 7 月 17 日（水）午後 5 時まで

カ 提出部数

正本 1 部、副本（複写可） 7 部

※ 提案事業者名の記載は正本 1 部のみとし、副本には記載しないこと。副本の記載事項の中で、事業者名等の表示がある場合には、**マスキングの処理を行い、提案事業者が推定できないように処置した上で提出すること。**マスキングの箇所は、参加団体の商号又は名称（略称やロゴを含む）、同団体の所在地、電話番号及びファックス番号、代表者氏名（副代表や理事長、副理事長など当該団体の代表者たる立場を有する者の氏名）を含む。

※提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

キ 提出場所

「10 担当・問い合わせ先」に同じ

7 プレゼンテーション審査について

(1) 開催日時

令和 6 年 7 月 31 日（水）予定（別途通知）

集合日時や場所の詳細については、応募者あて別途通知する。

(2) 開催場所

大阪市大正区役所 4 階 第 401 会議室

(3) 出席人数

1 応募者あたり 2 名まで

(4) 実施方法

提出した企画提案書を使用し、応募者が口頭にてプレゼンテーションを行う。なお、一旦提出を完了した資料の追加や変更、またタブレット端末や P C 等の機器類を使用した説明は認めない。

なお、企画プレゼンテーションに出席しない場合は、応募を辞退したものとみなす。

8 審査・選定について

(1) 選定基準

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。(100 点満点)

審査項目	審査内容	配点	標準点
事業目的・内容の理解 【10点】	実施対象地域である4区（大正・浪速・港・西）における人権課題をよく理解し、本事業を実施することを通じて、「あらゆる差別・偏見のないまちづくり」をめざす基本的な姿勢が示されているか。	10点	6点
企画力・実施内容 【80点】	たいしょう人権展特設ホームページについて、サイトの構成、表記方法など、効果的かつ現実的な提案であるか。	特設ホームページ及び紙媒体 15点	9点
	紙媒体による情報発信について、紙面の構成、表記方法など、効果的かつ現実的な提案であるか。	【30点】 15点	9点
	企画事業の提案内容は、専門性や独創性、関心や意識を高める目的の観点から、効果的かつ現実的な提案であるか。また、その事業規模は適切であるか。	20点	12点
	必須項目とする人権課題「障がいのある人の人権」について理解しており、効果的かつ現実的な提案であるか。	10点	6点
	必須項目とする人権課題「同和問題（部落差別）」について理解しており、効果的かつ現実的な提案であるか。	10点	6点
	必須項目とする人権課題「インターネット上の人権侵害」について理解しており、効果的かつ現実的な提案であるか。	10点	6点
費用の積算根拠・経費計画等【5点】	積算根拠は効率的かつ妥当であるか 提案内容を確実に実行できる経費計画、実施スケジュールが立てられているか	5点	3点
類似業務の実績等【5点】	過去5年の類似・関連実績が妥当であるか	5点	3点
計		100点	60点

（2）審査・選定方法

ア 有識者等で構成する「選定会議」において、企画提案書等の関係書類及び企画提案者からの説明等（プレゼンテーション）により、（1）の選定基準に基づき採点を行う。

イ 評価点の合計の平均が最も高い企画提案者（以下「最高得点者」という。）を受注候補者として決定する。

ウ 最高得点者が2者以上（同点）生じた場合は、審査項目のうち「企画力・実施内容」の点数が最も高い最高得点者を第一順位の受注候補事業者とする。

但し、「企画力・実施内容」も同一点数の場合は、くじ引きにより決定し、第二順位以下の決定方法についても、同様の対応とする。

- エ 各審査内容において、選定メンバー全員の合計の平均評価点が標準点に満たない場合、受託候補事業者を選定しない。
- オ 応募が1者であっても、選定会議にて審査を行い、審査結果により当該応募者を契約候補者とする。

(3) 欠格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定メンバーに対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに、全ての参加者にメールで通知し、また大正区ホームページに掲載する。

(5) 次順位の繰上げ

契約候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点の者が事業予定者に繰り上がるものとする。

9 その他

(1) 実施内容

実施内容は仕様書及び企画提案書に基づき、発注者と受注予定者で協議の上、決定する。

(2) 事業の検査・確認

発注者は、事業内容や経費、個人情報保護に関して、必要に応じて（場合により委託期間終了後も）契約候補者の事務所などに立入検査やヒアリングを実施する場合がある。

(3) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成等、本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づく公開を除く）。
- オ 提出後の企画提案書類の差し替えは認めない。

(4) 申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者は、当該参加申請を無効とする。

(5) 損害賠償等

ア 当該事業実施期間中において起きた事故等について、本市は一切責任を負わない。

10 担当・問い合わせ先

大阪市大正区役所地域協働課（地域協働グループ） 川原田・室

〒551-8501 大阪市大正区千島2-7-95

電話：06-4394-9743 FAX：06-4394-9989

電子メール：th0002@city.osaka.lg.jp